

奈良県告示第二百六十七号

奈良県障害者総合支援センター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）第四条第四項及び奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第十七条第四項の規定により、奈良県障害者総合支援センター、県営福祉パーク及び福祉住宅体験館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定管理者となる団体

磯城郡田原本町大字多七二二番地 社会福祉法人奈良県社会福祉事業団 理事長

辻村 泰範

二 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで